

第427回（定例）福崎町議会会議録

平成21年12月4日（金）

午前9時30分 開会

1. 平成21年12月4日、第427回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 局長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	岡本裕	技監	樋口和夫
会計管理者	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	近藤博之	税務課長	山口省五
住民生活課長	松岡英二	健康福祉課長	高松伸一
まちづくり課長	志水利雄	産業課長	井上茂樹
下水道課長	後藤守芳	水道課長	豊國明紀
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	志水清二

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 議案上程・議案説明
- 第5 質疑
- 第6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	議案上程・議案説明
日程第5	質疑
日程第6	討論・採決

1. 議案件名

- 報告第13号 第20期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
議案第65号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第66号 教育委員会委員の任命について
議案第67号 教育委員会委員の任命について
議案第68号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第69号 平成21年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について
議案第70号 平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第71号 平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第72号 平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第73号 平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第74号 平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第75号 平成21年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第76号 平成21年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第77号 福崎町道路線の認定について
議案第78号 工事請負契約について
請願第3号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書を政府に送付することについて
請願第4号 平成21年度福崎幼稚園 修了証書の件について
請願第5号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書について
請願第6号 障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書採択を求める請願書について

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

第427回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、いよいよ寒気がつのる季節となってまいりました。

本日ここに第427回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さんにはご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に付議されます案件は、報告1件及び議案第65号から議案第78号までの議案14件、請願第3号から請願第6号までの請願4件の計19件を予定しております。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます。本定例会の開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しております。

よって、第427回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長が指名をいたします。
7番、難波靖通議員
15番、高井國年議員
以上の両君にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
過日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から12月16日までの13日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月16日までの13日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
第426回臨時会閉会后、本日までの主要事項につきましては、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、定期監査結果報告書並びに例月出納検査の報告書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

日程第4 議案の上程・議案説明

- 議 長 日程第4は、議案の上程であります。
これから報告第13号、第20期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、請願第6号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書採択を求める請願書までの19件を一括議題といたします。
これから町長提案の議案に対する上程理由の説明を求めてまいります。
- 町 長 おはようございます。
第427回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。いよいよ本年最後の月を迎えました。本年は政権がかわりましたので、その変化を見きわめながら、町民福祉の向上、安心・安全のまちづくりを目指して町政運営に心がけてまいりました。
11月24日には、平成22年度の予算編成指示会議を開催し、来年度の予算編成を鋭意進めているところであります。
さて、本会議には、報告1件と議案14件を提案しております。
報告はもちむぎ食品センターの決算報告であります。もちむぎ食品センターに

つきましては、発足後20年以上が経過し、多額の債務が発覚して10年以上が経過します。発覚時点で検討委員会を設置し、再建の方向で答申を受け、その方針に沿って経営を続けてまいりました。昨年12月議会で、この会社に1億円を超える資金援助をお願いしたのも、この答申に沿ったものであります。

その際、4つの附帯事項をつけて議決をいただきました。このことを重く受けとめ、念頭に置きながら、役員、職員が一丸となって仕事を進めてまいりました。

4つの事項につきましては、完結したものはなく、すべての事項が進行中であり、ります。

議会での指摘事項を大切にし、経営改善に役立てています。

その1つに、民俗学ともちむぎを結合させた取り組みを進めています。昨年度は800万円、本年度は約1,500万円の国からの支援金を受けて取り組みを進めています。これは3年の事業でしたが、政権の交代によって同じ事業での継続は難しくなったようですので、よく勉強をして、新しい取り組みに挑戦をしていきたいと考えております。

2つ目には、大きな企業に対しても営業活動を積極的に進めました。そして、今のところ、成功していると思われるものは、岡野食品でのどら焼、日本ハムの子会社であります日本ピュアフードのもちむぎ団子、そしてイオンとの精麦取引などです。イオン系のマックスバリュールがご飯やにぎり飯にほんの少し精麦をまぜてくれることによって、月2.5トンの精麦が出ています。

大学や研究機関の成分検査結果によっても、もちむぎには健康によい影響を与えるβ-グルカンが多く含まれていることがわかり、注目されるようになりました。

平成20年度の会計は、議会の協力があつたにもかかわらず、営業利益は赤字で、経常利益で黒字であります。会社は経営によって成り立っているわけで、営業で黒字を出さないといけないわけであり、その点では申しわけないと思っております。

幸い今期に入って黒字に変わってきていますが、これを一過性のものにせず、継続した取り組みにしていく必要があります。

この議会でも、多面的に検討をいただき、私たちにない知識をいただいて、今後の経営に生かしていきたいと考えています。

議案のより詳しい説明は副町長及び担当の課長が行いますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、各課の報告をしてまいります。

総務課についてであります。平成21年度職員採用の第2次試験を11月16日に実施しました。一般行政職は1次合格者11名のうち9名が受験し、合格者2名、補欠合格2名、不合格者5名となりました。なお、建築職は第1次試験での合格者はありませんでした。

嘱託・臨時職員の募集についてであります。町広報紙、区長文書回覧、町ホームページでお知らせをしますが、一般事務補助員、保育士等の嘱託・臨時職員の採用募集受付を平成22年1月13日から1月20日まで行います。なお、試験は1月29日です。

選挙管理事務については、選挙人名簿定時登録者数は、12月1日の基準日現在、男子7,227人、女子8,138人、合計1万5,465人で、前回の9月基準日より26人の減となっております。

企画財政課からは、11月24日に平成22年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を提示しました。

地方財政の現状は、三位一体の改革以降、国の歳出抑制方針により、厳しい財政状況が続いている中で、我が国の経済状況は低迷し、本町でも平成21年度は法人町民税が当初予算よりも相当下回る見込みとなっています。来年度も景気回復の見込みは薄く、町税等一般財源の収入は本年度にも増して厳しくなると見込まれますが、歳出では、大庄屋三木家住宅の保存修理事業や、子育て支援事業などの重点施策を推進していかなければなりません。そのため、各課においては、それぞれの事業成績を検証し、歳出削減方策を検討した上で住民の要望に的確に対応できる施策を展開することによって町民の命と暮らしを守るとともに、活力あるまちづくりに取り組むことを基本にして予算編成を進めるよう指示をいたしております。

税務課からは、この12月1日から兵庫県の個人住民税等整理回収チームの派遣をお願いしました。期間は来年2月までの3カ月間で、税の徴収や滞納処理の業務を行っていただきます。身分は、県職員と町職員の身分をあわせ持った併任職員となります。

徴収対策として、国民健康保険の納税相談を11月11日から5日間行いました。対象者は226名、期間中の窓口相談は36名でした。

町税全般におきましても、夜間徴収を行い、滞納縮減に努めております。また、滞納整理対策委員会も関係課合同の徴収を行っています。

なお、農業所得申告の個別相談は1月6日から4日間、文化センター、サルビア会館等で、所得税の確定申告説明会は1月27日、文化センターで行います。

住民生活課からは、消防団非常呼集訓練を11月1日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。

第20回自然歩道を歩こう大会を11月23日、西コースで実施し、天候にも恵まれ、町内外から過去最高の1,524人の参加がありました。

住宅家賃等の支払いと、住宅明け渡しを求める裁判の第1回弁論が11月26日、神戸地方裁判所姫路支部であり、相手方は訴訟内容について全面的に認め、請求容認判決の言い渡しがありました。

12月1日から12月10日まで年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。

県道三木穴栗線と町道大貫山田線の交差点に信号機の設置があり、12月3日から点灯をいたしております。

子育て応援特別手当の執行停止通知が平成21年10月15日付でありました。

当面の行事予定としては、12月26日から12月30日まで消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団初出式を1月17日に田原小学校で開催します。

平成21年度ひょうご防災カレッジが1月23日に福崎町文化センターで「迫り来る巨大地震」をテーマに開催する予定であります。

健康福祉課についてであります。10月31日の福崎秋まつりに健康福祉のワンデーコーナーで筋力トレーニング教室を実施し、健康増進の指導を行いました。また、11月15日、28日の2日間、本年度の未受診者を対象に特定健康診査とがん検診を実施しました。

介護保険事業では、地域密着サービス事業所を公募し、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護にそれぞれ1事業者の応募があり、審査のうえ決定しました。来年度に開設され、施設整備の充実を図ってまいります。

新型インフルエンザワクチン接種は10月から医療従事者等の優先接種対象者に実施されています。

福崎町では、優先接種対象者で所得の低い方を対象に無料で接種できるよう助

成します。また、1歳から小学3年生までを対象にワクチン接種が始まりますが、接種希望者には郡医師会の実施により12月に保健センターで集団接種を行う予定であります。

産業課についてであります。10月30日、福崎農会長会として初総会が開催され、会長等役員が決まりました。

10月31日、福崎秋まつりにおいて、福崎町のマスコットキャラクター「フクちゃん、サキちゃん」のお披露目がありました。フクちゃん、サキちゃんは、民俗学の柳田國男の著書「故郷七十年」で書かれているカップをベースに、民俗学とパスタをキャラクターにしたものです。これから各イベントなどにおいて、福崎町をPRしてくれるものと思っております。

12月5日、福崎ライスセンターにおいて第7回銀の馬車道ため池ウォーキングが開催されます。西光寺野土地改良区の皆さんに疎水路などの史跡説明を受けながら、7キロメートルのコースを歩きます。

民俗学ともちむぎばすたの町・福崎まちづくり協議会では、「旅の学校フォークロア講座」と「もちむぎばすた」のまちづくりを進めています。

昨年、商工会が開催した「旅の学校フォークロア講座」を引き継ぎ、柳田國男にまつわる話や語りべの共演など、旅についての魅力ある話を中心とした講座を1月9日から1月30日、全7回開催いたす予定であります。

まちづくり課についてであります。中島井ノ口線道路新設事業は、現在3区間で工事を進めています。引き続き、事業の進捗を図ってまいります。

また、関連する県道三木宍粟線の南田原交差点改良事業も、県と協議して事業の進捗に努めてまいります。

8月2日未明の集中豪雨によって、被災した町道日光寺線は、9月30日に国の査定を受けました。その結果、国庫補助事業に採択され、現在復旧事業を進めております。

現在、策定作業を進めている都市計画マスタープランは、素案がまとまり、関係機関との調整を行っております。12月7日からパブリックコメントにより、住民等の意見を募集し、今年度末の策定を目指して作業を進めております。

下水道課についてであります。福崎浄化センターについては、面整備の拡大と共に接続件数が2,200件、一日の流入量は約2,500トンを超えてきましたが、引き続き順調な運転と良好な水質を得ております。

また、田原中継ポンプ場は、日本下水道事業団に委託し、本年度より土木・建築の建設工事に着手します。

下水道面整備事業については、工事を中断していました山崎地区の第1工区は10月から工事を再開しました。また、吉田地区の面整備工事も順調に進み、マンホールポンプ設備の完成を待って、いずれも年度内の供用開始を目指します。今後は、八反田地区の面整備に向けて事業を進めてまいります。

雨水幹線事業については、ヤゴ雨水幹線の工事は年内に完成する見込みとなりました。また、川すそ雨水幹線管渠工事も順調に進んでおります。長目雨水幹線管渠工事（その2）は、本会議の承認を得て工事を進めてまいる予定といたしております。

水道課についてであります。9月28日に町道117号線配水管入替工事及び北野雲津川配水管入替工事の入札を行いました。

また、下水道工事に伴う配水管移設工事を山崎地区、吉田地区で実施し、水道管の入替工事を鋭意進めております。

学校教育課についてであります。7月に組織しました福崎小学校区地域教育

推進委員会は、地域の多くの方々の協力を得て、ヘルパー制度を10月にスタートいたしました。今後は、県民交流広場事業を活用して、子どもとの交流活動を深めるなど、地域の教育力を高める取り組みを進めてまいります。

新型インフルエンザの感染予防事業については、手洗いやうがいの励行、マスクの着用など、予防対策に努めておりますが、感染が広まり、学校閉鎖等の休業措置を行っております。

今後の感染拡大に備えて、神崎郡医師会に集団予防接種を要望するとともに、感染予防対策を励行してまいります。

教育委員会事務事業点検評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたのを受けまして、平成20年度分の教育委員会事務事業点検評価を行いました。点検評価に当たっては、学識経験者4名の意見を求めて、事務事業点検評価報告書を作成しました。報告書は教育委員会のホームページに公表し、多くの方々から意見をいただき、教育行政の充実・向上に努めていきたいと考えております。

児童・生徒の英語力を高めるとともに、国際理解を深めるために、第5回イングリッシュフェスティバルを11月1日にエルデホールで開催しました。今年度は、青年海外協力隊でニカラグアでのボランティア活動に参加された体験報告も行いました。

社会教育課についてであります。第36回福崎秋まつりを10月31日及び11月1日の2日間開催をいたしました。1日目に実施しました銀の馬車道の人情喜劇は、渋谷天外さんを初め、地元演出者の熱演もあり、大いに盛り上がり、記憶に残る公演となりました。

第2回吉識雅夫科学賞福崎子ども科学展を11月6日から22日まで町立図書館で開催しました。期間中、前年度日本学生科学賞で1等入選された福崎高校の生物部の皆さんに講演をしていただきました。

老人大学祭は、11月21日、22日に文化センターで実施しました。各部の展示と記念講演が行われました。

人権フェスティバルを明日12月5日、エルデホールで開催をいたします。議員各位におかれましても、ぜひご参加くださいますようお願いを申し上げます。

平成21年度の成人式を来年1月11日にエルデホールで実施します。現在、成人式に向け、実行委員会で運営等について協議を進めているところであります。

以上、各課報告と提案説明とさせていただきますと思います。よろしく願いを申し上げます。

議長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず、報告第13号、第20期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

また、資料の訂正の申し出がございますので、許可いたします。

産業課長 失礼いたします。

まず、資料の訂正をお願いいたします。

事業報告書2ページをお願いいたします。

上から2行目の数字、4,677万9,350円を4,677万9,330円に訂

正させていただきます、お詫び申し上げます。

報告第13号、第20期株式会社もちむぎ食品センターの決算報告について、地方自治法第243条の3第2項により報告をいたします。

1ページをお願いいたします。

1ページは、事業報告でございます。事業概要について報告をさせていただきます。

主な概要は、今期は世界的な金融危機から、日本も百年に一度と言われる経済危機に陥り、個人消費が低迷し、お中元、お歳暮といった贈答品の流通が減少、購買単価も下がった上に、原油価格の高騰に伴う小麦の価格上昇や、原材料の値上げによりもちむぎ製品の値上げを行いました。

さらに、新型インフルエンザや梅雨期の長雨による団体客のキャンセルが相次いだため、本来の集客が得られませんでした。また、みなと銀行、姫路信用金庫のご理解・ご協力により、債務免除を受け、その残額と他行の債務を福崎町から無利子で借り入れることにより、一括返済することができました。

このことにつきましては、昨年12月議会で決議をいただいております4項目につきまして、1、長期経営戦略の策定については、新たな策定はせず、現状のまま営業部門の強化を図り、精麦、製粉の販売による全国展開を目指し、かつコスト削減を図っていく考えであります。

2、町民への説明責任については、平成21年1月に一定の説明を各家庭にさせていただいたところではありますが、議会を通じて、さらに町民の皆様方にご理解いただける会社となるべく努力をしております。

3、元専務への長期貸付金及び貸付利息の回収努力、同事件の経営責任としての役員抛出をしていない株主に対する株券回収については、元専務本人と出会いましたが、大病で入院しており、回復は見込めない状況であるため、税理士と相談した結果、会社としては早い時期に債権を放棄することが得策であるとの判断になり、8月末で債権を放棄し、20期決算を行っております。株券回収につきましては、個人株17人、71株中、8人、43株、60%を回収しています。残りは9人、28株の状況となっておりますが、その後は進んでおりません。

4、追加の公金貸し付けが発生しないように指導されたいという点につきましては、肝に銘じて当たっております。

部門別につきましては、全体として20期の実施目標の1億6,900万円には到達せず、対前期比94.04%の1億5,732万7,233円でした。

販売店部門は、商工会の支援を受け、もちむぎそうめんは好評でありましたけれども、贈答品の流通が減少し、対前期比84.34%の5,565万9,060円でした。

売店部門は4月から6月の「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」がありましたが、新型インフルエンザの影響もあり、集客は伸びませんでした。生け花展などのイベントを通して集客を図り、対前期比106.05%の4,677万9,330円でした。

通販部門は、ホームページのリニューアル化など改善を図りましたが、贈答品の流通が減少して、対前期比85.54%の1,509万6,558円でした。

レストラン部門はメニューに季節感を入れるなどの見直しにより、客単価が下がらないよう工夫し、リピーターの確保に努め、商工会の新年交礼会やディナーショーの開催により、対前期比100.63%の3,979万2,285円となりました。

製造部門につきましては、製麺工程の基礎から見直しを図り、外注していた細

麺を当社工場で製造を行いました。以上が事業報告でございます。

次に、決算報告をいたします。6ページをお開きください。

6ページの損益計算書の方からご説明をいたします。損益計算書は、平成20年9月1日から21年8月31日まで、売上高といたしましては、1億5,732万7,233円、これは販売店、売店、通販、レストランの合計額でございます。

次に、売上原価でございます。期首棚卸高から当期製品製造原価を合わせまして1億2,765万8,669円、期末棚卸高が452万9,166円でございます。売上原価は1億2,312万9,503円となり、売上総利益は3,419万7,730円であります。

販売費及び一般管理費は、広告宣伝費から事務職員の給与、パート等の人件費、やかたの東側駐車場の家賃地代120万円を含めまして、退職金まで合わせて3,712万6,876円となりました。差し引き営業利益はマイナス292万9,146円となりました。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページは営業外損益の部でございます。営業外収益といたしまして、受取利息から雑収入を合わせまして517万6,804円でございます。営業外費用は70万4,497円、経常利益といたしましては、154万3,161円となりました。

特別損益の部でございます。特別損益は2,080万8,246円です。特別損益はもちむぎのやかたの東側駐車場の過年度代370万円と、元専務の債務放棄分約3,512万円を合わせまして3,882万1,598円でございます。

当期利益はマイナス1,665万5,150円、前期の繰越損失が8,796万4,609円ということで、当期末の処理損失は1億461万9,759円となっております。

8ページをお願いいたします。8ページは製造原価の報告書でございます。材料費といたしましては、期首材料費棚卸高から補助材料仕入高、合わせまして5,724万1,602円でございます。期末原材料費棚卸高は2,473万9,185円で、材料費は3,250万2,417円となります。

労務費でございます。レストラン、麺工場、配送等に係る賃金から厚生費まで合わせまして3,402万1,103円でございます。外注加工費は2,207万1,595円になりました。

製造経費でございます。麺工場の電力費を含む水道光熱費から製造雑費まで合わせまして1,912万4,883円です。

総製造費用といたしまして、1億771万9,998円となります。当期製品製造原価も同額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。9ページは、損失金の処理計算書でございます。当期末の処理損失が1億461万9,759円、これを次期繰越損失として同額を損失で繰越損失にするという報告でございます。

次に、もとに戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。4ページは、貸借対照表でございます。平成21年8月31日現在で、資産の部といたしまして、流動資産は現金及び預金から前払費用まで合わせまして、合計5,256万6,457円、固定資産としましては、有形固定資産、元専務に対する長期貸付金約2,449万円が債権放棄によりなくなり、建物から工具器具備品まで合わせまして316万3,381円となりました。

無形固定資産は、電話加入権で7万4,984円でございます。

投資等では出資金、保証金合わせまして3万200円、これら等合計いたしまして、固定資産合計326万8,565円となりました。

繰延資産はやかたの建築費の10%を減価償却しまして、8月末の建設負担金は308万2,617円となりました。

したがいまして、資産の部の合計といたしましては、5,891万7,639円でございます。

次の5ページをお願いいたします。5ページは、負債の部でございます。流動負債では、買掛金から法人税等充当金まで合計1,761万3,711円でございます。

固定負債として福崎町からの借入金で1億1,592万3,687円です。

負債の部の合計といたしましては、1億3,353万7,398円でございます。

次に、資本の部でございます。600株分で資本金は3,000万円でございます。

利益剰余金といたしまして、当期未処理損失1億461万9,759円、うち当期利益がマイナス1,665万5,150円でございます。利益剰余金の合計といたしまして、マイナス1億461万9,759円、資本の部の合計はマイナス7,461万9,759円で、負債及び資本の部の合計は5,891万7,639円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。10ページ及び11ページは監査報告でございます。監査報告書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思いますが、主な内容は、売上金については、景気が著しく悪化したが、もちむぎのやかたの売店、レストランは前年を上回っているが、販売店、通信販売については大きく下がっている。時代の感性とスピードに対応した積極的な改善を図りたい。

営業経常利益では、もちむぎ製品の値上げを商品そのままに価格のみを改正したため、客離れや売り上げの減少につながっていると思われるが、品質、パッケージなどの見直しも進められ、来期からは数字にあらわれてくると見込まれるので、引き続き取り組まれない。

なお、常勤取締役給与補助分や町からの借入返済が23期から始まるので、利益の確保を念頭に置いた経営の見直しに努められない。

その他として、もち麦の在庫が100トンを超えているが、パスタのまちづくりも継続しており、計画的な在庫管理を図りたい旨の意見が付されております。

次に、12ページをお願いいたします。12ページは、21期実施計画書でございます。

13ページをお願いいたします。売上高は21期予算額の欄で、販売店からレストランを合わせまして、1億6,300万円をみております。これは20期の実績から見ますと、3.6%の伸びとなっております。

販売部門につきましては、もちむぎ麵をはじめとするもちむぎ商品の知名度アップを図り、もちむぎ商品にあふれたもちむぎの町福崎の実現に向け、健康によい精麦・製粉の販売、利用促進をも念頭に置いた営業活動を行ってまいります。

売店部門は、もちむぎは特産品であるため、観光を目的で土産物として購入される顧客が多くを占めるので、旅行会社、観光バス会社などへも積極的にPRを図り、ツアー客の集客に努めます。

通信販売部門はインターネットによる販売を積極的に行っていきたいと考えております。また、商品の紹介チラシやダイレクトメールなども活用し、情報発信を行ってまいります。

レストラン部門につきましては、もちむぎの持つ特色を生かした体によい健康

メニューづくりを行い、顧客の満足を得つつ、客単価を上げる工夫を継続的に行っています。忘年会や新年会といった夜の団体客利用の促進も図ってまいります。また、顧客の待ち時間の短縮を図り、サービスの向上を図っていきたく思っております。

また、高速道路とETCを利用した1,000円サービスによる集客を図るため、高速道路のサービスエリアなどへも積極的にPRを図ってまいります。

売上高につきましては、売上原価1億2,352万9,000円、販売費、一般管理費につきましては3,800万円、製造費につきましては1億400万円、営業利益につきましては、計画では147万1,000円を見込んでおります。

営業外収益につきましては、計画では480万2,000円、営業外費用50万円、経常利益577万3,000円という計画をしております。

また、資料には損益計算書、利用人数比較表、月別実績比較表、借入返済計画書をつけております。

なお、詳細資料につきましては、議会事務局に備え付けさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、報告第13号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 次に、議案第65号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副 町 長 議案第65号についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置及び委員の選任につきましては、地方税法第423条に基づくものでございます。

職務内容は固定資産税台帳に登録された評価額に対する不服申し立てがあった場合、評価額を審査決定するため、町に設置されている機関であります。

本年12月19日、任期満了となる内山嗣隆氏の再任をお願いするものであります。

それでは、内山嗣隆氏の経歴から説明させていただきます。

住所は福崎町八千種3950番地、生年月日は昭和11年9月9日でございます。最終学歴は昭和34年3月に兵庫県立神戸商科大学を卒業されています。職歴といたしましては、昭和34年4月に日伸産業株式会社に入社され、昭和41年3月同社を退社、現在は日伸運輸株式会社顧問をされています。

役職歴は平成10年4月に明るい社会づくり運動西兵庫協議会理事に就任、現在に至っておられます。平成15年12月に福崎町固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在2期目でございます。

税務課資料1ページに私の抱負をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞご賛同賜り、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、議案第66号、議案第67号、教育委員会委員の任命について、両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副 町 長 議案第66号、議案第67号、両議案についてご説明申し上げます。

教育委員の任命は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得て任命いたします。

教育委員会は5名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は4年であります。

議案第66号は、現教育委員の桑谷祐頭氏が平成21年12月24日で任期満了となり、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、桑谷氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴書をご覧ください。

住所は福崎町高岡1912番地、昭和38年3月7日生まれで46歳でございます。

最終学歴は平成5年3月に大正大学大学院博士課程文学研究科天台学専攻を満期修了されています。

職歴は天台宗應聖寺住職を務められるとともに、叡山学院副校長として、僧侶や教育者の育成のために重責を担って教鞭をとっておられます。

また、伝統文化にも造詣が深く、福崎町文化財審議会委員として、提言や助言をいただいているところであります。

桑谷氏は教育現場の実践や、法を説く経験を生かした幅広い識見と、保護者としての視点で、福崎町教育の充実発展に積極的に取り組んでいただいております。

抱負では、揺るぎない高い教育理念を掲げ、その理念に向かって歩み続け、切磋琢磨することが私の理念・理想であると述べられており、今後も高い教育理念を掲げ、福崎町教育の推進・向上の実現に向けて取り組んでいただけるものと確信しております。

続きまして、議案第67号は、現教育委員の岡本 裕教育長が平成21年12月24日で任期満了となり、勇退をされます。

後任として、福崎町福田747番地2、高寄十郎氏を教育委員に任命したいので議会の同意をお願いするものであります。

それでは、高寄十郎氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴書をご覧ください。

住所は福崎町福田747番地2、昭和23年4月27日生まれで現在61歳であります。

最終学歴は昭和46年3月に日本体育大学体育学部を卒業されています。

職歴は昭和46年4月に福崎町立福崎中学校教諭を振り出しとして、田原小学校校長として定年退職されるまで、中学校教育に35年間、小学校教育に3年間の永きにわたり、義務教育一筋に情熱を注いで、心身ともに健全な児童・生徒の育成に取り組まれ、校長11年間、教頭5年間は管理職として、職場の人間関係を大切に、教職員の質の向上に努めるとともに、学校経営の充実・発展に取り組んでこられました。

平成21年4月からは、教育委員会で学校教育指導員として、豊富な経験と知識を生かし、福崎町の学校教育の推進に指導助言を行っていただいております。

抱負でも述べられていますように、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるために、学校、家庭、地域が子どもたちの成長にかかわる当事者として、町民すべてがかかわる教育を目指し、実践されております。

高寄氏は誠実で人望も厚く、教育の専門家としての知識を備えており、福崎町教育のさらなる充実・発展に取り組んでいただけるものと確信しております。

審議の参考にしていただくために、学校教育課資料に、私の抱負等をお示しし

ていますのでご参照していただき、議案第66号、第67号、両議案ともご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第68号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 議案第68号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正につきましては、平成21年5月1日に消防法の一部を改正する法律が公布され、平成21年10月30日に施行されたことに伴う改正でございます。

改正法において条の追加を行ったことに伴い、改正前の消防法の条項を引用している関係政令整理のため、引用条項の第35条の7第1項を第35条の10第1項に改めるもので、条の内容は変わらず、条の整理を行うものです。

条の内容といたしましては、救急隊員は緊急の必要があるときは傷病者の発生した現場付近にあるものに対し、救急業務に協力することを求めることができるという条文でございます。

つきましては、この改正に伴い、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

それでは、住民生活課資料をお開きください。

福崎町消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表をご覧ください。

第2条中、第35条の7第1項を第35条の10第1号に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成21年10月30日から適用するものでございます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次は、議案第69号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第69号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正額は3億3,950万円を追加して、補正後の予算総額を73億8,230万円とするものです。

主な内容としましては、職員の給与改定並びに人事異動等による人件費の増減、保育所入所園児数の増加による保育所費や町道中島井ノ口線など道路事業費の増額、小中学校校舎等の耐震改修事業費などであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

以上が歳入歳出予算に関する説明であります。

次に、議案の第2条、債務負担行為の補正につきましては、議案の3ページをお開き願います。

追加でコミュニティプラント保守管理事業を計上しております。長目地区コミュニティプラントの保守管理及び清掃につきましては、農業集落排水施設とあわせて3年契約で業務委託を行っておりますが、平成22年度から24年度までの3年間の契約を行うため、債務負担行為をお願いするもので、限度額は620万円としております。

第3条、地方債の補正につきましては、まず4ページをご覧ください。

変更で起債の目的、道路橋梁整備事業に2,200万円を追加して、限度額1億5,740万円とするものですが、歳入でご説明申し上げました中島井ノ口線及び高橋中寺線に係る地方債を追加するものです。

次に、5ページは、追加で、地方債の目的、義務教育施設整備事業、学校施設耐震化事業で、限度額9,330万円を計上しておりますが、歳入でご説明申し上げました小中学校校舎等の耐震改修事業に係る地方債であります。

以上、議案第69号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 次に、議案第70号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第71号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第72号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第70号、71号、72号についてご説明申し上げます。

議案第70号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,980万8,000円とするものです。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

続きまして、議案第71号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億347万3,000円とするものです。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

続きまして、議案第72号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,041万7,000円とするものです。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出、3ページ、4ページをお開きください。

一般管理費150万6,000円の減額は、職員の会計間異動と人事院勧告に

よる給与改定及び共済組合負担金等の改定によるものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

介護予防ケアマネジメント事業費5万7,000円の減額は、給与改定と共済組合負担金の改定によるものです。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

議長 議案第70号、71号、72号の3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に、議案第73号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第74号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第73号及び74号、続けて説明をさせていただきます。

それでは、議案第73号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

この補正は職員の人事異動及び給与改定による人件費の補正で、歳入歳出それぞれ85万4,000円を追加し、総額を2億8,885万4,000円とするものです。

また、6カ所ある農業集落排水施設の保守管理業務は、平成21年度末をもって委託期間が満了することから、平成22年度から3年間の委託業務等をするため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

まず、第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

続いて、3ページ、第2表をお願いいたします。

この債務負担行為補正の追加につきましては、事項は農業集落排水処理施設保守管理事業、期間は平成22年度から平成24年度までの3年間、限度額は4,830万円で、3年均等としております。

債務負担行為補正の内容につきましては、下水道課資料で説明をいたします。

下水道課資料1ページをお願いいたします。

農業集落排水処理施設及びコミュニティプラント保守管理清掃委託料としております表1は、処理施設ごとに1年間の保守管理委託料についてまとめたものです。委託料には施設管理費、汚泥清掃費、消毒薬剤費、中継ポンプ管理費を含んでおります。今までの実績と接続件数の増による汚泥処理費及び消毒薬剤費の増を加味し、まとめたものでございます。

農業集落排水施設とコミュニティプラントを合わせ、これを処理方式別に表1の一番下の行に示しております下水農集第1号と下水農集第2号として、二つのグループに分け、3年間委託して管理の万全を図ろうとするものでございます。

表2は、委託グループごとの1年間及び3年間の委託料で、表3では、農業集落排水処理の6施設全体で、単年度で1,610万円、3年間で4,830万円となり、これを債務負担行為補正の限度額とするものであります。

以上で議案第73号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第74号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

この補正は、人事院勧告による給与改定及び職員の人事異動による人件費の補

正に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ745万5,000円を減額し、総額をそれぞれ15億2,894万5,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

以上で議案第74号の説明を終わります。

議案第73号及び74号ともに、よろしくご審議を賜り、ご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第75号、平成21年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第76号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課 長 議案第75号、平成21年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明をいたします。

この補正は、職員の人事異動及び給与改定等による人件費等の補正をお願いするもので、第2条では、予算第3条の収益的支出を226万円増額し、3億7,857万4,000円に、また第3条では、予算第7条の職員給与費を224万5,000円増額し、5,223万5,000円にしようとするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

以降に給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

なお、水道課資料として補正予算第1号(案)を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

次に、議案第76号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

この補正は、給与改定等による人件費の補正をお願いするもので、第2条では予算第3条の収益的支出を9,000円減額し、2,444万9,000円に、また第3条では、予算第6条の職員給与費を9,000円減額し、1,108万円にしようとするものです。

内容につきましては、事項別明細により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

以降に給与費明細書を添付しております。また、水道課資料として、補正予算第1号(案)を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第77号、福崎町道路線の認定について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 議案第77号、福崎町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第8条第2項の規定により、新たに2路線を認定しようとするものです。

次ページの別紙でお示ししているとおり、認定する道路の種類及び路線名は2級2315号線及び2級2316号線であります。いずれも都市計画法に基づく

開発行為により築造され、開発者から帰属した道路であります。

まちづくり課資料5ページで位置等をお示ししております。あわせてご覧いただきたいと思います。

1点目の2315号線につきましては、起点は西田原字大塚1420番1地先から終点は西田原字辻ノ前1621番6地先まで。延長は221.4メートルでございます。幅員は5.7から12メートルでございます。

2点目の2316号線につきましては、起点は西田原字辻ノ前1632番20地先から終点は西田原字辻ノ前1621番12地先まで。延長は78.7メートルでございます。幅員は6から13.9メートルでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第78号、工事請負契約について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

議案第78号、工事請負契約について、ご説明を申し上げます。

この工事は平成21年11月20日に一般競争入札に付し、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の内容は事務局朗読のとおりでございます。

それでは、下水道課資料2ページをご覧ください。2ページの左側に入札の結果を示しております。

工事名は長目雨水幹線渠工事(その2)、契約金額は8,946万円、落札者は平錦建設株式会社でございます。

工期は、入札結果の最下段にありますとおり、平成22年3月31日までとしておりますが、工期の不足と雨水期を挟むことから、平成23年2月末まで延長する予定でございます。

下水道課資料2ページの右側に工事の位置図を示しております。今回の工事の範囲は長目雨水幹線事業の認可全延長610メートルのうち、昨年度実施した同名の工事の上流部で町道東大貫中島線までの間、231メートルとヤゴ雨水幹線の一部、41.6メートルを施工するものでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページには工事の概要と全体の平面図及び断面図を示しております。工事の概要は、町道吉田中島線の地中部に設置する長目雨水幹線渠、ボックスカルバート内寸2メートル掛ける1.3メートルを104.7メートル、2メートル掛ける1.2メートルを126.3メートル、計231メートルとヤゴ雨水幹線の一部で東大貫中島線の歩道下に布設するボックスカルバート内寸1.2メートル掛ける0.6メートルを41.6メートル布設いたします。

下部に示した断面図ナンバー8は、東大貫中島線、ナンバー24は町道吉田中島線とそれぞれの標準断面図です。

また、左側上部には点検用マンホールの平面図及び断面図でございます。

なお、このヤゴ雨水幹線の一部は工事中であります中島井ノ口線周辺から流れ込む雨水を緊急的にヤゴ川へ放流するため、先行して布設するものでございます。

その他、点検用マンホール1カ所、附带施設工として、隣接する住宅への影響を回避するため、薬液注入工等を含んでおります。

以上で議案第78号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛

同いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、請願第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書を政府に送付することを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本請願に対する詳細なる説明を求めます。

石野光市議員 請願第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書を政府に送付することの趣旨説明を行います。

戦前の家制度、世帯単位課税制度の名残と言われる所得税法第56条の定めにより、業者の家族の労働対価が必要経費として認められないことにより、全国的に働く家族の所得証明がとれない。そして、そのことによって、車や住宅ローンが組めないなどの弊害も生まれていると聞いております。ぜひ、本請願の趣旨にご賛同いただきますようお願いするものであります。

以下、本請願の趣旨を読み上げて、趣旨説明といたします。

私たち中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。しかし、長引く不況の上、アメリカ発と言われる金融危機が重くのしかかり、中小業者は倒産・廃業など、かつてない危機に直面しています。

そんな中で、私たち業者婦人は自営中小業者の家族従事者として商売、子育て、介護と休む間もなく働いています。しかし、どんなに働いても、家族従業者の働き分、自家労賃は税法上、その給料が経費として認められません。所得税法56条で配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払い、給料は、必要経費に算入しないと定められているからです。事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は86万円、その他の家族の場合は50万円です。家族従業者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも、経済的にも全く自立できない状況となっています。家業を一緒にやりたくてもできないことが後継者不足に拍車をかけています。

また、家族の働き分が下請単価に反映されず、低工賃の温床に、交通事故に遭ったときの保険給付が専業主婦より低いなどの不利益があります。家族従業者というだけで給料を認めないのは、法のもとの平等を定めた憲法14条、両性の平等を定めた憲法24条に反する人権問題です。

地方自治体でも所得税法56条廃止への理解が広がり、現在60自治体が廃止を求める決議を採択、国に意見書を送っています。ことし3月の参議院財政金融委員会では、経済的不公正・不利益があり、働く人間の給料を認めないのは、税法上の人権にかかわり、見直しを求めると意見が出され、与謝野財務大臣が研究してみると答弁しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費としている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されています。私たちは税制上も、民法、労働法や社会保障上でも、一人一人が人間として尊重される憲法に保障された権利を要求します。ぜひ、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の採択をお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 次に、請願第4号、平成21年度福崎幼稚園 修了証書の件を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本請願に対する詳細なる説明を求めます。

富田昭市議員 平成21年度福崎幼稚園 修了証書の件についてご説明をいたします。

本年3月26日に福崎幼稚園が完成し、今年度から幼保一体化の一環として福

崎幼稚園が開設され、園児たちは元気に通園をしているわけでございます。

しかし、初めての試みと初年度ということもありまして、日々の幼稚園運営や各種行事等では、園児や保護者、それに幼稚園関係者も戸惑いや不安、それに不満等も多々あるわけでございます。

そのような中、平成21年度幼稚園修了におきまして、卒園する修了児の修了証書が幼稚園の課程を修了したことを証するという表記になっているとの報告を受けたわけでございます。しかし、そのような説明は入園時に教育委員会からありませんでした。また、幼稚園の修了課程というものは福崎町独自のものでありまして、正式に存在しないと伺っております。短時間部13名については、園児の教育は言うまでもなく、PTA活動におきましても、神崎郡内の他の幼稚園と比べても何も変わりありません。よって、幼稚園の課程を修了したことを証するという従来表記の証書、修了証書を授与していただけることをここに請願するわけでございます。

議員諸兄におかれましては、ご審議を賜り、ご採択に向けてのご賛同をよろしくお願いを申し上げまして提案説明といたします。

議 長 次に、請願第5号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書、請願第6号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書採択を求める請願書の両請願を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両請願に対する詳細なる説明を求めます。
小林 博議員 請願につきましての説明をさせていただきます。

まず、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願でございます。

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は非常に大きくなっておるのはご承知のとおりでございます。したがって、見出しにありますような内容についての事業を充実することは、かねてよりの要望でありまして、2006年以来、衆参両院で何回もこの請願が全党・全会派一致で採択をされておるわけでありまして。しかし、実際の進め方は、この間、財政諮問会議でありますとか、地方分権改革推進委員会等々のこうした社会保障審議会では、保育水準の廃止あるいは引き下げ、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革案等々、国会で採択をされた請願に逆行する内容で検討されています。

今回の、いわゆる国の予算の仕分け作業につきましても、保育に対する国の負担金をどうするかということが検討の課題になりましたけれども、一応、今回はこのまま据え置くということになりまたけれども、この保育制度全体について、どのように進めていこうかということが今議論をされておるわけでございます。そんな中でも、特に保育の基準というものを自治体任せにしようでありますとか、面積基準を緩和しようとか、そんなニュースが伝えられておるわけでありましてけれども、保育というのは、子育てということを保障していくという面からいけば、国と地方自治体の責任を明記して、そうして国家的な最低基準をしっかりと保障をして、それを底上げをするという、そういうことが大変重要ではないかというふうに考えての請願でございます。子育て支援、これからの日本の未来を左右する、そうした大切な事業でありますので、ぜひこの趣旨をお酌み取りくださいますように、お願いを申し上げます。

次に、障害者の関係の請願でありますけれども、自立支援法が2006年4月に施行されたわけでありましてけれども、それ以降、一律1割の利用者負担等を含

めて、非常に問題となって、障害者施策の切り捨てにつながっていくという、障害者の皆さんの生きる希望を奪うというふうなことも各方面から取りざたをされてまいりまして、その間、幾つかの改善等もされたわけでありまして、さらに廃案にはなりましたけれども、さきの国会でも、若干の見直しの法案も提出されていたわけでありまして。

しかし、それとしても、基本的に障害者の皆さんの負担をなくする、応益負担をなくするということが原則でありますけれども、実際上は応益負担が義務づけられるというふうな、義務といいますか、そんなふうになっていくという、そういう内容であります。したがって、一旦はこの自立支援法を廃止して、そうして関連の予算等も大幅に増やして、そして障害者の生きる権利を保障するということが大切であろうと思ったわけでありまして。

10月31日にも、全国のこうした関係団体のフォーラムがありまして、そこで長妻厚労大臣がこの自立支援法を廃止するというのは、新政権の3党合意の中にも書いておる、一日も早くこの法案を廃止して、そして新しい制度をつくり上げていきたいというふうに述べられておるのでありますけれども、実際上、それが日程表に具体的に上っておるということになっておらないわけでありまして、ぜひ障害者の皆さん方の願いに答えていくという趣旨で、この意見書を提出をしていただきたいという請願でございますので、よろしくお願いをいたします。

議

長 以上で、本定例会第1日目の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会することといたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時55分